

自動車保険 商品改定のご案内

拝啓 皆様方におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より日本興亜損保の自動車保険につきまして格別のお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、日本興亜損保では、2009年12月1日以降をご契約期間の初日とする自動車保険につきまして、日頃お客様からいただいたご意見やご要望をもとに、「品質の向上」（わかりやすさの向上）のため商品改定を実施することといたしました。

また、本改定では「保険法」（2010年4月1日施行）に対応した普通保険約款および特約条項（以下「約款」といいます。）への切替えを行うとともに、CO₂排出量の削減のため「Eco-Net 約款」を導入するなど、環境に配慮した取り組みも推進いたします。

つきましては、商品改定の内容などを次のとおりご案内申し上げますので、ご一読くださいますようお願い申し上げます。

敬具

このご案内において、カーBOXとは「くるまの総合保険」、SIPとは「一般自動車総合保険」、BAPとは「自動車保険」を指す商品名称です。

商品改定のご説明

（●印が付された商品が対象となります。）

改定項目	主な改定の概要	カーBOX	SIP	BAP	ドライバー保険
わかりやすい用語への変更	約款やパンフレットなどの表記において、専門用語の使用を控え、わかりやすい用語・名称に変更します。 ＜表記を改めた主なもの＞ ・被保険自動車→契約自動車 ・○○○担保特約→○○○補償特約 ・更正→訂正 など ・車対車ワイド→車対車+限定危険	●	●	●	●
初回保険料の口座振替に関する特約の改定	初回保険料の振替時期について、お客様のご希望によりご契約期間が始まる月の翌月とすることができるようになります。なお、分割払でこの方法をお選びいただいた場合、最終回の振替がご契約期間終了後となるケースがありますのであらかじめご了承ください。	●	●	●	●
対物賠償保険の改定	次の対物賠償事故につきましては、ご契約金額が「無制限」であっても、お支払いする保険金の額は1回の事故につき10億円を限度とします。 ・「ご契約のお車」または「ご契約のお車が牽引するお車」に業務として積載している危険物*1の火災、爆発または漏えいによる事故 ・航空機に対する事故	●	●	●	●
人身傷害保険の改定	補償を受けられる方が提起された加害者への損害賠償請求訴訟により、日本興亜損保の約款に基づいて算出した損害額を超える損害額が認められた場合、訴訟により認められた損害額から既に受領済みの損害賠償金などを差し引いて保険金をお支払いします。ただし、次のいずれか低い額が限度となります。 ・人身傷害保険のご契約金額（所定の重度の後遺障害が生じた場合はご契約金額の2倍の額） ・日本興亜損保の約款に基づいて算出した損害額	●	●	—	—
	損害額のうちお客様の過失割合のみを保険金請求できる取扱いを廃止します。	●	●	—	—
	カーBOXの「交通乗用具危険補償特約」またはSIPの「自動車危険補償特約」をセットされた場合、これらの特約の補償を受けられる方が別居の未婚のお子様*2のマイカーにはねられたことによるケガを補償の対象とします。	●	●	—	—
代車特約（実損支払）の改定	カーBOXの「事故・故障代車費用補償特約（実損支払）」およびSIPの「事故代車費用補償特約（実損支払）」の支払対象期間について、「事故日などから30日後の日まで」から「代車利用開始日から30日後の日（ただし、事故日から6か月以内に限ります。）」に延長します。 なお、上記の支払対象期間の延長などを踏まえ、特約保険料を引き上げさせていただきます。	●	●	—	—
危険物割増の廃止	「ご契約のお車」または「ご契約のお車が牽引するお車」に危険物*1を積載する際の保険料の割増を不要とします。	●	●	●	●
特約の削減による商品の簡素化	「事故代車等費用担保特約（定額支払）」など、一部の特約を販売中止とさせていただくことにより商品の簡素化を図ります。なお、販売中止となる特約をセットいただいていたお客様におかれましては、類似の補償をご提供できるものもありますので、取扱代理店または日本興亜損保にお問い合わせください。	—	●	●	—

*1 危険物とは、「道路運送車両の保安基準（国土交通省令）」に定める高圧ガス、火薬類、危険物もしくは可燃物、または「毒物及び劇物取締法」第2条に定める毒物もしくは劇物をいいます。

*2 別居の未婚のお子様とは、記名被保険者またはその配偶者のいずれとも別居している、婚姻歴のないお子様をいいます。

ご契約のお手続きにあたりご注意いただきたいこと（告知・通知事項）

日本興亜損保では2010年4月に「保険法」が施行されることに伴い、ご契約締結時にお客様からお申し出いただいております告知事項を「危険（損害の発生の可能性）に関する重要な事項」に限定するとともに申込書などに明示します。

<明示の要領>

告知事項は申込書の該当箇所に★印または☆印を付けて明示します。

なお、☆印の事項は、ご契約締結後、その内容に変更が生じた場合には、取扱代理店または日本興亜損保に遅滞なくお申し出いただき、変更の手続きが必要となる事項（通知事項）となります。（通知事項は保険証券などの該当箇所にも☆印を付けています）

ご注意



ご契約者または記名被保険者は、ご契約時に告知事項について事実を正確にお申し出ください。
ご契約者または記名被保険者の故意または重大な過失により、事実を告知されなかった場合や事実と異なる告知であった場合、日本興亜損保では事故の際に保険金をお支払いできないことや、ご契約を解除させていただくことがありますので、申込書に記載された内容に誤りがないことを十分ご確認ください。

<告知・通知に関するその他の変更点>

従来、次の項目は告知事項および通知事項としておりましたが、改定後はこれらが生じた場合であっても取扱代理店または日本興亜損保への告知および通知は不要となります。ただし、次のとおりお取扱いが変更となりますのでご注意ください。

告知・通知が不要となる項目	お取扱いの変更点
ご契約のお車に危険物を積載する場合	対物賠償保険のご契約金額が「無制限」であっても、お支払いする保険金の額は1回の事故につき10億円を限度とします。
ご契約のお車を空港敷地内で使用する場合	※詳細は、このご案内の表面に記載された「対物賠償保険の改定」をご覧ください。
ご契約のお車を競技・曲技（ラリー、レース、サーキット走行など）に使用する場合	ご契約のお車を競技・曲技に使用すること、またはこれらを目的とする場所において、救急、消防、事故処理、補修、清掃など以外のために使用することによる事故は補償の対象外とさせていただきます。
ご契約のお車を試験に使用する場合	補償の対象となります。（割増保険料も不要となります。）

※告知事項や通知事項の詳細につきましては、重要事項説明書の「注意喚起情報のご説明」にてご確認ください。

Eco-Net約款（えこねっとやっかん）ご利用のお願い

日本興亜損保は、従来より地球環境保護のためにCO₂排出量の削減などに取り組んでおり、2008年11月に環境省から「エコ・ファースト企業」に認定されました。このたび日本興亜損保では、これまでお客様に冊子でお渡ししていた「安心ガイド」（普通保険約款・特約条項）を日本興亜損保のホームページからご覧いただく仕組みとして「Eco-Net約款」（えこねっとやっかん）を導入し、紙の使用量・CO₂排出量のさらなる削減を推進します。

Eco-Net約款の 特徴

- ・インターネットに接続できる環境があれば、いつでも、どこでもご覧いただくことができます。
- ・冊子を電子化したことにより検索機能が充実していますので、ご確認くださいたい項目を容易にご覧いただけます。

「Eco-Net約款」を選択いただいたご契約につきましては、「Web確認割引」*1と同様に「カーボンオフセット」*2の対象としますので、趣旨にご賛同いただき是非ご利用くださいますようお願い申し上げます。

*1 Web確認割引とは、初回保険料のお支払方法を「口座振替払」や「コンビニ払」など、キャッシュレスとするご契約のうち、保険証券および安心ガイド（普通保険約款・特約条項）の送付を不要とし、ご契約内容などを日本興亜損保のホームページでご確認いただく場合、保険料を割り引くものです。

なお、Eco-Net約款につきましては、保険料の割引はございません。

*2 Eco-Net約款をお選びいただいたご契約1件につき、日本興亜損保が一定額をご提供し発展途上国における温室効果ガス削減事業を支援します。（制度の詳細につきましては日本興亜損保のホームページをご覧ください。）

本改定の 保険料水準 について

本改定では、一部の特約保険料を除いて保険料水準の変更はございませんが、次のいずれかに該当する場合は、継続前後のご契約内容が同一であっても保険料が引上げまたは引下げとなる場合がございます。詳細は取扱代理店または日本興亜損保までお問い合わせください。

- ・ご契約のお車の料率クラスが継続前後で異なる場合
- ・ご契約期間の初日が2008年11月30日以前のご契約を継続される場合（2008年12月1日に実施いたしました保険料の改定に伴い、継続契約の保険料が引上げまたは引下げとなる場合がございます。）

※このチラシは「くるまの総合保険（カーBOX）」、「一般自動車総合保険（SIP）」、「自動車保険（BAP）」および「ドライバー保険」に関する2009年12月の改定内容を示したものです。ご契約手続きなどの詳細につきましては、取扱代理店または日本興亜損保までお問い合わせください。

※ご契約の際には重要事項説明書の「契約概要のご説明」および「注意喚起情報のご説明」を必ずお読みください。また、「ご契約内容がご希望に沿っていること」「保険料の算出に関わる事項が正しいこと」をご確認させていただきますので、ご協力くださいますようお願いいたします。

※取扱代理店は、日本興亜損保との委託契約に基づき、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務などの代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただき有効に成立したご契約につきましては、日本興亜損保と直接ご契約されたものとなります。



日本興亜損害保険株式会社

〒100-8965 東京都千代田区霞が関3-7-3
お客様サポート室 0120-919-498
受付時間：平日の9:00～17:00（土日、祝日、12/31～1/3を除きます。）
ホームページアドレス <http://www.nipponkoa.co.jp>

●お問合せは下記の取扱代理店まで